

宇佐市男性の育児休業取得促進奨励金

～ うさパパ育休取得等応援事業 ～

事業終了のお知らせ

令和7年3月31日をもって、宇佐市男性の育児休業取得奨励金事業を終了します。

国の育児休業給付制度の拡大に伴い、市独自事業は終了しますが、令和7年3月31日までに取得した育児休業については下記の交付の条件等を満たしている場合、令和8年3月31日まで奨励金の申請が可能です。

■交付の条件

次の要件をすべて満たす方

- ①雇用保険の被保険者として雇用されていること
- ②令和5年4月1日以降、勤務を要しない日を除き、連続して5日以上の子育て休業を取得していること
- ③育児休業をした期間及び奨励金の交付の申請時に本人及び妻と子が宇佐市内に住所を有していること
- ④常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を有する者でないこと
- ⑤市税などの滞納がないこと
- ⑥暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと

■交付額

○取得した日数（勤務を要しない日を除く）×5,000円（**上限10万円**）

※ただし、育児休業の対象になる子ども1人につき1回限り
（双子以上の場合であっても1回限りとなります）

■交付対象となる育児休業の期間

○お子さんが1歳2か月になるまでの育休で、令和7年3月31日までに取得したものの

■申請期間

○令和8年3月31日まで

■申請方法

○申請については、申請書及び必要書類を揃えたうえで、子育て支援課に提出してください。申請に係る各種様式については、子育て支援課に用意しています。また、詳細事項については、HP（下記二次元コード）をご確認ください。



＜問い合わせ先＞

宇佐市役所 子育て支援課 子育て支援係
電話：0978(27)8143